

(表)

租税特別措置法施行令	住宅用家屋証明申請書 (イ) 第41条 特定認定長期優良住宅以外又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの) (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの (b) (a)以外
の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。	
(宛先) 鈴鹿市長	年 月 日
	申請者 住所 氏名 代理人 住所 氏名
所在地	鈴鹿市
家屋番号	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得原因(移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	1階 m ² 2階 m ²
構造	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅

(裏)

この物件は、建築後使用されていないことを証明します。

年 月 日

当該家屋の直前の所有者又は宅地建物取引業者

住 所

氏 名

印

…○…………○…………○…………○…………○…………○…………○…………○…………○

…

取得した家屋を自己の居住の用に供する旨の申立書

(宛先) 鈴鹿市長

申請者 住 所

氏 名

印

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地

家屋番号

2 家屋の住居表示

3 入居予定年月日 年 月 日

4 現在の家屋の処分方法等

5 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。